

子育て支援施策について (厚生労働省)

令和元年10月15日(火)

第4次少子化社会対策大綱策定のための検討会(第5回)

基本目標

個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、国民が希望を実現できる社会をつくる

重点課題

1. 子育て支援施策を一層充実

「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施

- ・財源を確保しつつ、「量的拡充」と「質の向上」
- ・都市部のみならず、地域の実情に応じた子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備

27年4月から施行。保育の受け皿確保等による「量的拡充」と保育士等の処遇改善等による「質の向上」
地域のニーズに応じて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を充実
今後さらに「質の向上」に努力

待機児童の解消

- ・「待機児童解消加速化プラン」「保育士確保プラン」

認定こども園、保育所、幼稚園等を整備し、新たな受け入れを大胆に増加。処遇改善や人材育成を含めた保育士の確保
29年度末までに待機児童の解消をめざす

「小1の壁」の打破

- ・「放課後子ども総合プラン」
小3までから小6までに対象が拡大された放課後児童クラブを、31年度末までに約30万人分整備

主な施策の数値目標（2020年）

子育て支援

- 認可保育所等の定員：
267万人（2017年度）（234万人（2014年4月））
待機児童 解消をめざす（2017年度末）（21,371人（2014年4月））
- 放課後児童クラブ：
122万人（94万人（2014年5月））
待機児童 解消をめざす（2019年度末）（9,945人（2014年5月））
- 地域子育て支援拠点事業：
8,000か所（6,233か所(2013年度)）
- 利用者支援事業：
1,800か所（291か所（2014年度））
- 一時預かり事業：
延べ1,134万人（延べ406万人（2013年度））
- 病児・病後児保育：
延べ150万人（延べ52万人（2013年度））
- 養育支援訪問事業：
全市町村（1,225市町村（2013年4月））
- 子育て世代包括支援センター：
全国展開 支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合 **100%**

子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

子どものための教育・保育給付
(第2章第3節、第3章第1節)

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型 保育所型 地方裁量型

幼稚園 **保育所**
3～5歳 0～5歳

私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付
(第2章第4節、第3章第2節)

幼稚園<未移行>、認可外保育設、預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

幼稚園<未移行>
(第7条第10項第2号)

特別支援学校
(第7条第10項第3号)

預かり保育事業
(第7条第10項第5号)

認可外保育施設等
(第7条第10項第4号、6号～8号)

- 認可外保育施設
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

認定こども園(国立・公立大学法人立)も対象(第7条第10項第1号)

地域子ども・子育て支援事業(第4章)

地域の実情に応じた子育て支援

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業等
- 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子どもの食材費(副食費)に対する助成(第59条第3号ロ))

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

仕事・子育て両立支援事業(第4章の2)

仕事と子育ての両立支援

- 企業主導型保育事業
事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

市町村主体

国主体

「子育て安心プラン」

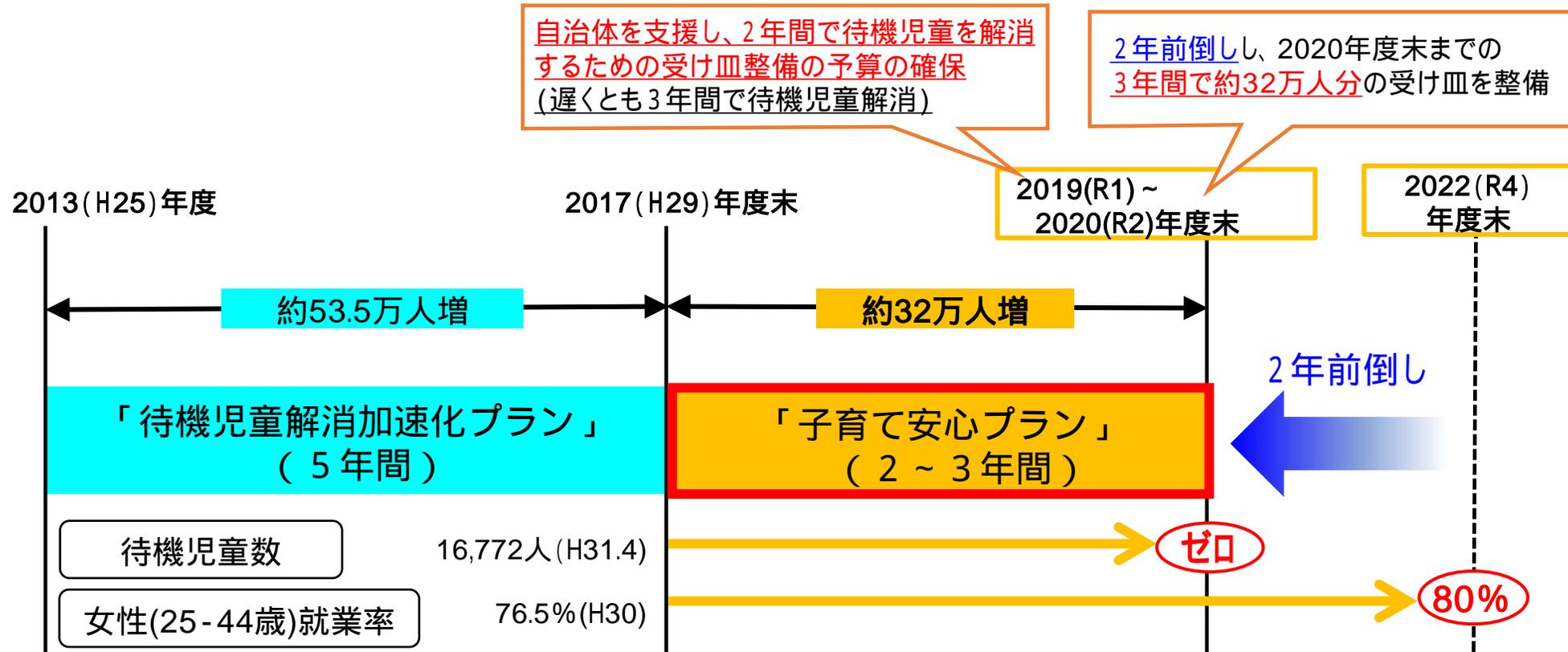
【平成29年6月2日公表】

【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を**2018（平成30）年度から2019（令和元）年度末までの**2年間で確保**。（遅くとも2020（令和2）年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、2020（令和2）年度末までの**3年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備（当初5年間の計画を3年間に2年前倒し）。
（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2016）



待機児童解消に向けた取組の状況について

〔子育て安心プラン〕

「子育て安心プラン」は、2018～2020（平成30～令和2）年度までの3か年計画であり、待機児童解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、**約32万人分の保育の受け皿を確保**することとしている。

今回は、3か年計画の**1年目の実績及び3年目までの見込み**を取りまとめたもの。

〔保育の受け皿拡大の状況〕

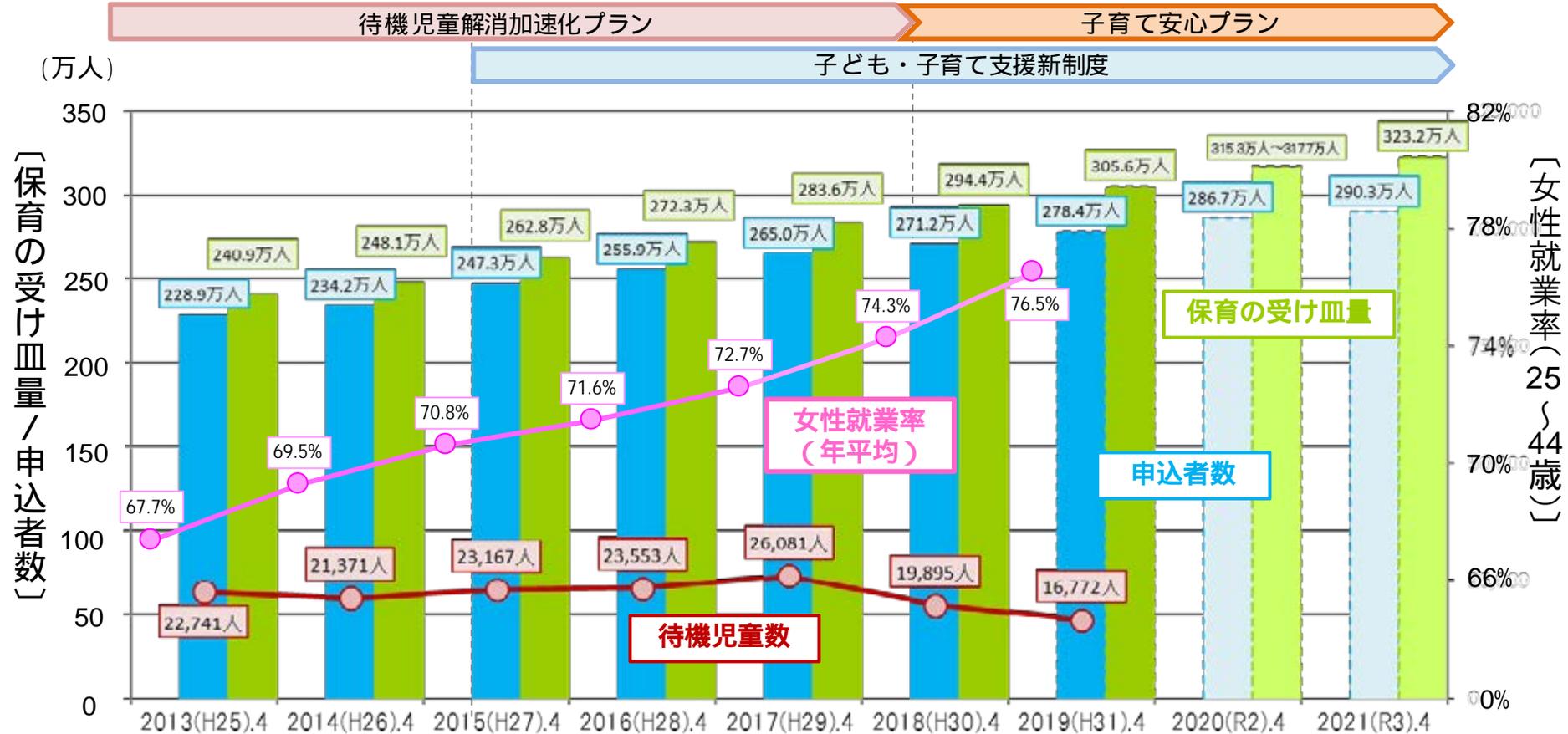
現時点の市区町村等の計画を積み上げると、2017（平成29）年度末までの子育て安心プランの前倒し分を含め、**2018～2020（平成30～令和2）年度末までの3年間で約29.7万人分が拡大できる見込み**であり、これまでの経緯を踏まえれば、毎年度の計画の見直しにより、政府目標の約32万人まで増加することが想定される。

〔保育の申込者数、待機児童数の状況〕

女性就業率（25歳から44歳）は年々上昇しており、それに伴い**申込者数も年々増加**。

2019（平成31）年4月時点の申込者数は、約278.4万人で、昨年度と比較して増加（約7.2万人増）。

2019（平成31）年4月時点の待機児童数は、**16,772人**となり、**調査開始以来最少**の調査結果。



保育人材の確保に向けた総合的な対策

「子育て安心プラン」に基づく約32万人分の保育の受け皿整備に伴い、保育の担い手となる保育人材(新たに約7.7万人)を確保するため、処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

【養成校ルート】

保育士修学資金貸付の実施(養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け)【27補正～:30二次補正で貸付原資等の積み増し】

- ・卒業後、5年間の実務従事により返還を免除
- ・学費 5万円(月額)など

保育士資格取得支援事業の拡充(保育所等で働きながら養成校の卒業による資格の取得を目指す方への授業料の補助)

- ・補助対象者を常勤職員から非常勤職員を含む全職員に拡大【30予算～】

【保育士試験ルート】 年2回の試験を実施(27年度:4府県で実施 29年度:全ての都道府県で実施)

保育士試験による資格取得支援事業の拡充(保育士試験の合格による資格の取得を目指す方への教材費等の補助)

- ・支給対象期間を拡大(試験の1年前までに要した費用 試験の2年前までに要した費用)【30予算～】

就業継続支援

保育所等におけるICT化の推進

- ・保育士の業務負担を軽減するため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務をICT化するためのシステムの導入費用を支援する。【30二次補正】

保育補助者の雇い上げ支援の拡充(保育士の業務を補助する方の賃金の補助)

- ・研修受講要件を緩和し、保育人材の裾野を拡大(子育て支援員研修の受講 保育所等での実習)【30予算～】
- ・補助基準額の引き上げ(1施設1名分(221.5万円) 定員121人以上の施設:2名分(443万円))【30予算～】

保育体制強化事業の拡充(清掃等の業務を行う方の賃金の補助)

- ・実施主体の拡大(待機児童解消加速化プラン参加市区町村 全ての市区町村)等【30予算～】

保育士宿舍借り上げ支援(補助額:1人当たり月額8.2万円(上限))

- ・対象者の拡大(採用から5年以内の者 採用から10年以内の者)【29予算～】

離職者の再就職支援

保育士・保育所支援センターの拡充(潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援(職業紹介)を実施)

- ・保育士・保育所支援センターにマッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化を図るとともに、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを実施。(補助額700万円)【令和元年度予算】

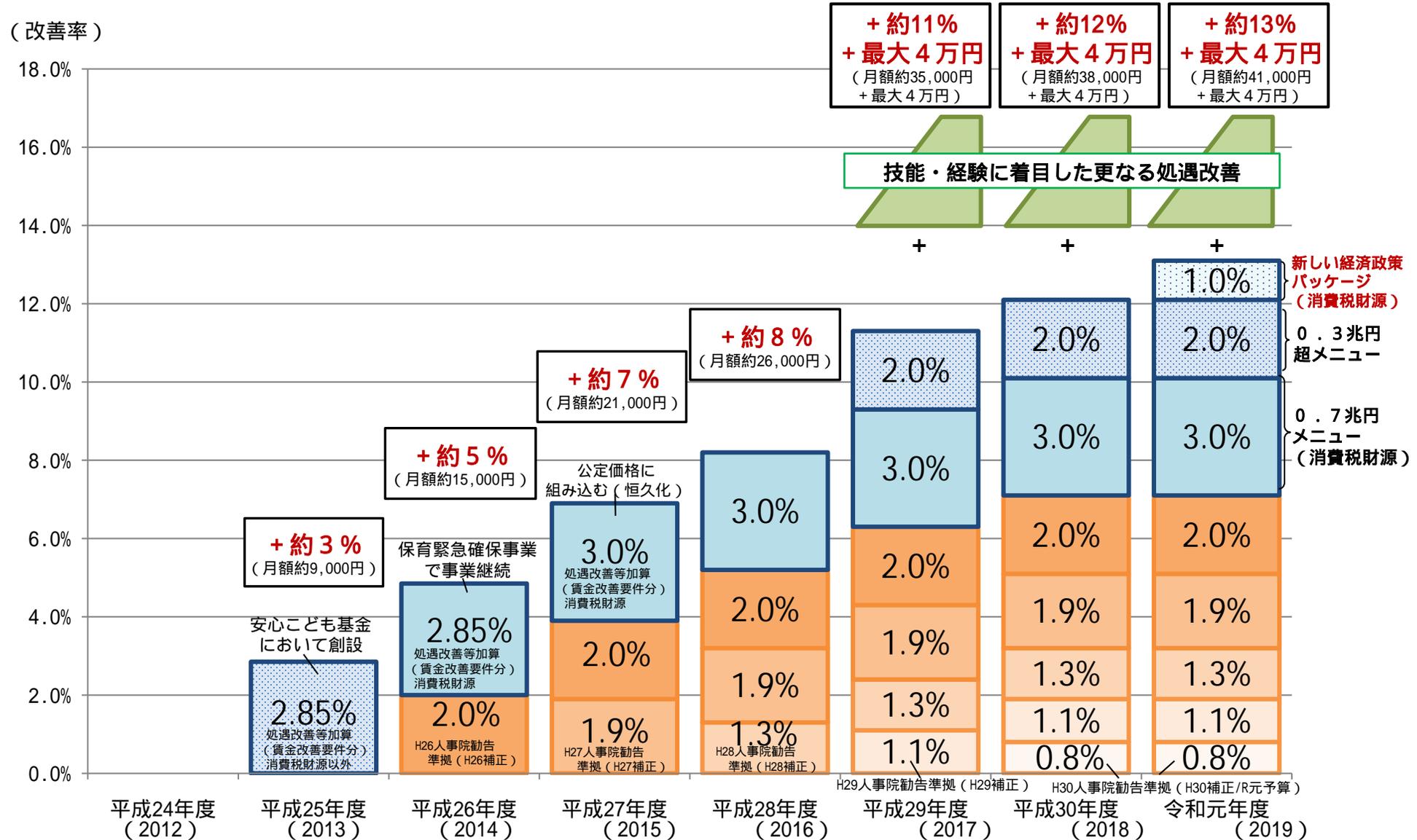
潜在保育士再就職支援事業(新規)

- ・長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助(補助額10万円)【令和元年度予算】

就職準備金貸付事業(再就職する際等に必要となる費用を貸し付け、2年間勤務した場合、返還を免除)

- ・貸付額の上限を引き上げ(20万円 40万円)【28補正～:30二次補正で貸付原資等の積み増し】

保育士等の処遇改善の推移



処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(平成9年の児童福祉法改正により法定化 児童福祉法第6条の3第2項：平成10年4月施行)

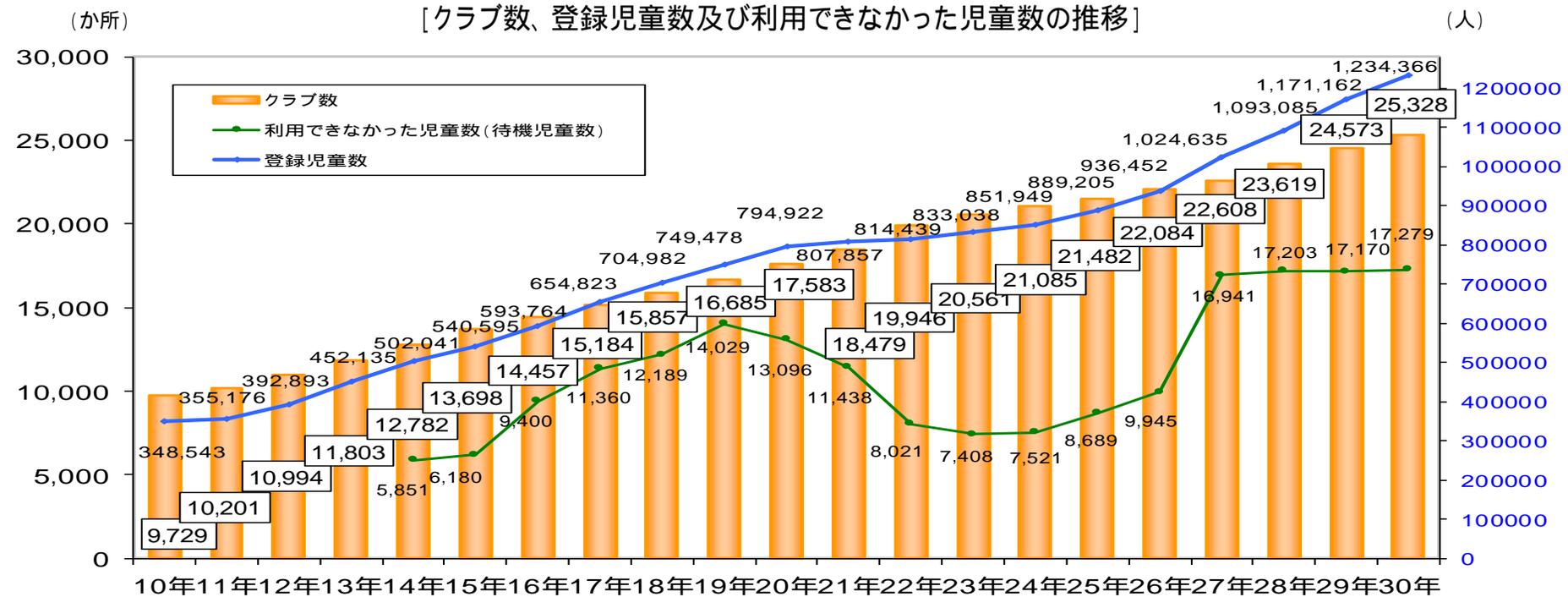
平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(平成30年5月現在)

クラブ数 25,328か所
 (参考:全国の小学校19,428校)
 支援の単位数 31,643単位(平成27年より調査)
 登録児童数 1,234,366人
 利用できなかった児童数(待機児童数) 17,279人

【今後の展開】

「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



趣旨・目的

子供たちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、**地域住民等の参画**を得て、**放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業**

現状（平成30年11月現在）

実施数：18,749教室（うち一体型：4,913か所）
 実施市区町村数：1,171市区町村
 実施場所：小学校 74.8%
 その他（公民館、中学校など）25.2%

目標（新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日 文部科学省・厚生労働省策定）

2023年度末までに、**全ての小学校区**で放課後子供教室と放課後児童クラブを**一体的に又は連携して実施**し、うち小学校内で**一体型***として1万か所以上で実施する。

放課後児童クラブ：共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供（厚生労働省事業）

*一体型：同一の小学校等において両事業が実施されており、放課後児童クラブの児童も放課後子供教室のプログラムに参加可能とされているもの

地域学校協働活動

放課後子供教室

小学生を対象に、平日の放課後や土曜日、夏休み等に、小学校の余裕教室や体育館、公民館等において、多様な学習・体験プログラムを実施

地域学校協働活動推進員
 （地域と学校をつなぐコーディネーター）

連携・協力

協働活動支援員・協働活動サポーター・特別支援サポーター等
 （学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理）

参画

大学生、地域の高齢者、民間教育事業者、NPO
 文化・芸術団体等の様々な地域人材

地域学校協働活動：地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供たちの成長を支える多様な活動

【放課後子供教室におけるプログラムの例】

- ・学習支援（予習・復習、補充学習・ICTを活用した学習活動など）
- ・体験プログラム（実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室、地域探検、農業体験など）
- ・スポーツ活動（野球、サッカー、バドミントン、卓球、一輪車など）



共働き家庭か否かにかかわらず、全ての児童が参加可能
 地域ボランティアや大学生、企業、NPO等の多様な人材が学びを支援
 複数校の児童を対象とした活動や、親子参加プログラムなど多様な活動が可能
 実費以外は原則利用者負担なし（保険料等を徴収している自治体もある）
 地域学校協働活動の一環として、協働活動支援員等への謝金や消耗品費等を補助

背景・課題

現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人 約152万人）

全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。

両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

「利用者支援事業」の概要

事業の目的

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う

実施主体

市区町村とする。ただし、市区町村が認めた者への委託等を行うことができる。



地域子育て支援拠点事業と一体的に運営することで、市区町村における子育て家庭支援の機能強化を推進

3つの事業類型

基本型

「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
子育て支援に関する情報の収集・提供
子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
地域に展開する子育て支援資源の育成
地域に必要な社会資源の開発等
地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

地域子育て支援拠点事業

背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は
家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での
子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、
子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子ども
との関わりの減
- ・ 地域や必要な支援
とつながらない



地域子育て支援拠点の設置

**子育て中の親子が気軽に
集い、相互交流や子育ての
不安・悩みを相談できる場
を提供**



地域子育て支援拠点

4つの基本事業

子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
子育て等に関する相談、援助の実施
地域の子育て関連情報の提供
子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



○ 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

○ NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

30年度実施か所数（交付決定ベース）
7, 4 3 1か所

一時預かり事業

平成30年度予算 106.9億円

令和元年度予算111.2億円(+4.4億円)

1. 事業概要

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

令和元年度補助単価（一般型基本分）：1か所あたり年額1,600千円～10,223千円

<事業類型>

(1) 一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

(2) 余裕活用型（平成26年度創設）

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。

(3) 幼稚園型（平成27年度創設）

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。

(4) 幼稚園型（平成30年度創設）

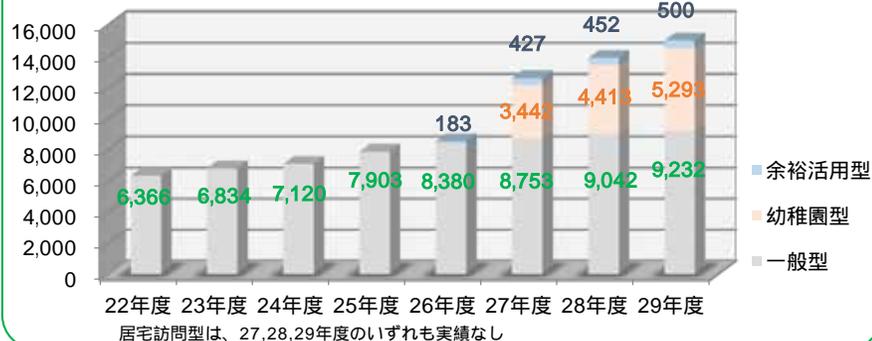
幼稚園において、保育を必要とする2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。

(5) 居宅訪問型（平成27年度創設）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

2. 事業実績

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



病児保育事業

平成30年度予算 87.8億円 令和元年度予算 92.4億円(+4.6億円)

1. 事業概要

<目的>

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

<事業類型>

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型(訪問型)

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

<実施主体等>

実施主体：市町村(特別区を含む。)

補助率：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

<令和元年度補助単価(病児対応型1か所当たり年額)>

基本分単価：5,007,000円

加算分単価：522,000円 ~ 41,001,000円()

送迎対応看護師雇上費：5,400,000円

送迎経費：3,634,000円

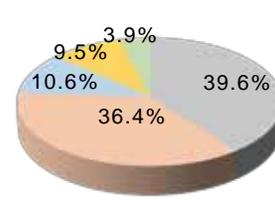
延べ利用児童数が年間4,000人を超える場合は別途協議

2. 実施か所数及び延べ利用児童数

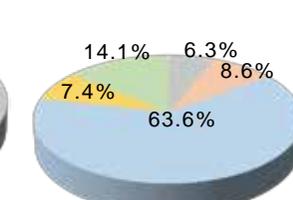


3. 実施場所

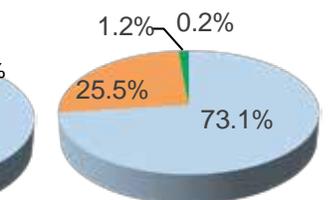
(1) 病児対応型



(2) 病後児対応型



(3) 体調不良児対応型



子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）を行っている。

本事業については、平成27年度より、「子ども・子育て支援新制度」において、「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられ、「子ども・子育て支援交付金」にて実施している。

相互援助活動の例

- ・保育施設等までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応（病児・緊急対応強化事業）

実施主体 市町村(特別区を含む)

実施市区町村	平成30年度	895市区町村
	平成29年度	863市区町村

負担割合 国(1/3)、都道府県(1/3)、市区町村(1/3)

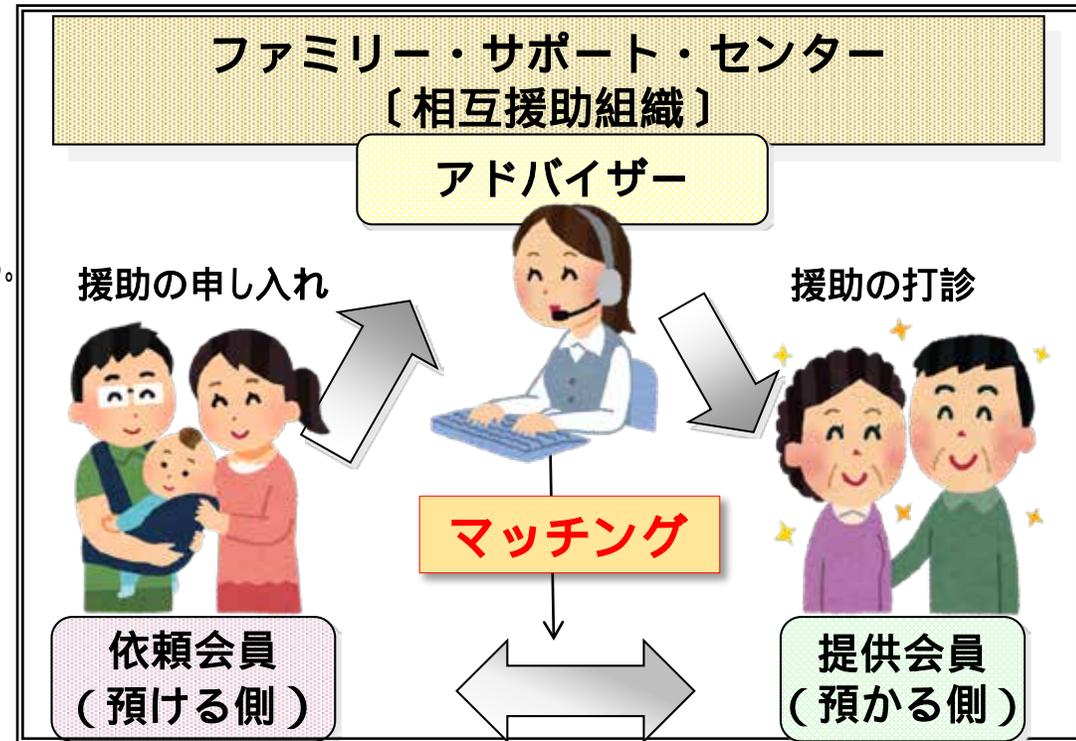
補助単価

【基本事業】会員数100～299人 2,000千円(会員数に応じて段階的に設定)、土日実施加算:1,800千円(H29年度～)

【病児・緊急対応強化事業】預かり等の利用件数 ～59件 1,800千円(利用件数に応じて段階的に設定)

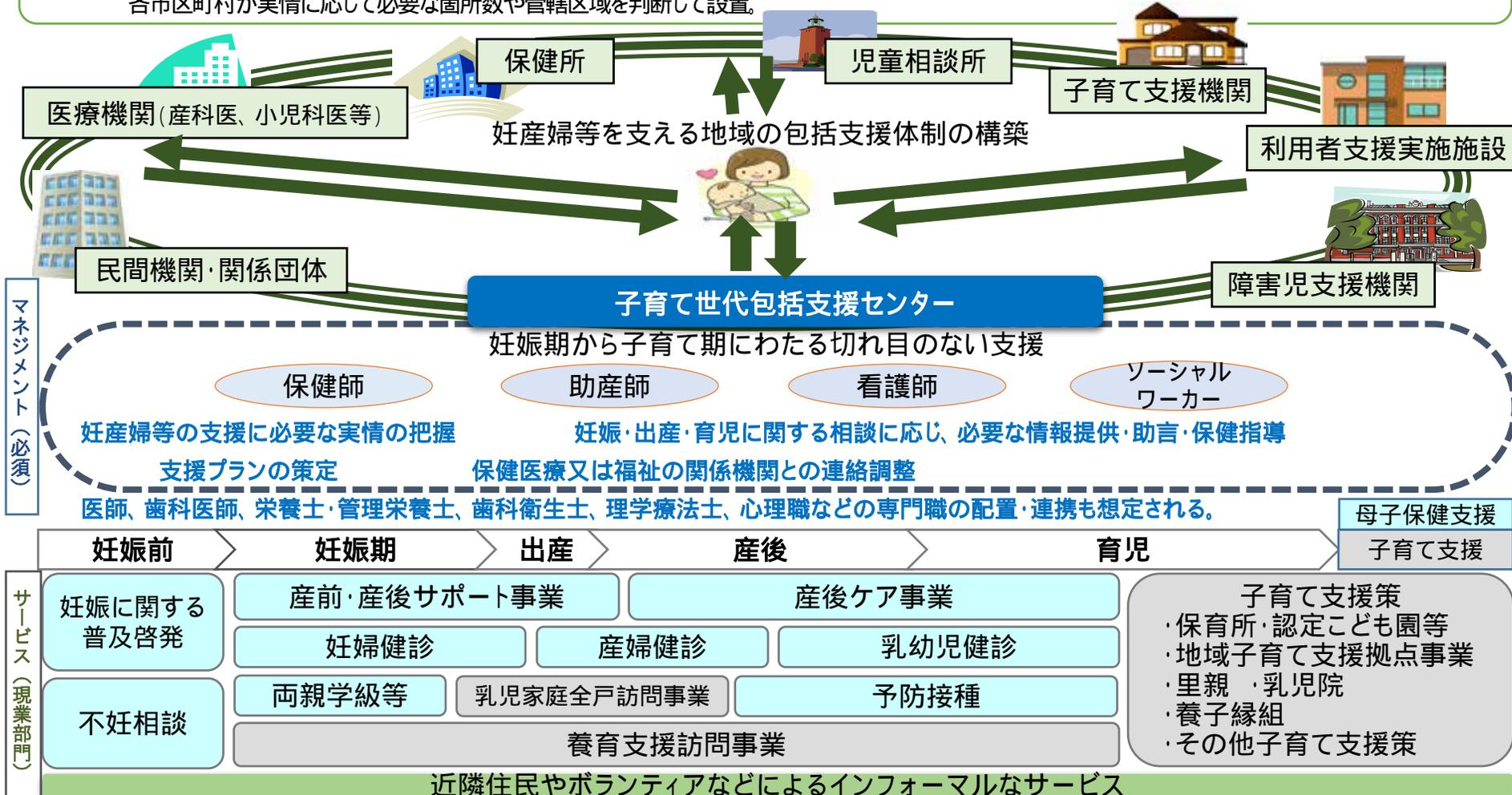
【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円 (2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

等



子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とするもの
 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)
 > 実施市町村数: 983市区町村(1,717か所)(2019年4月1日現在) > **2020年度末までに全国展開**を目指す。
 各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



乳児家庭全戸訪問事業

1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

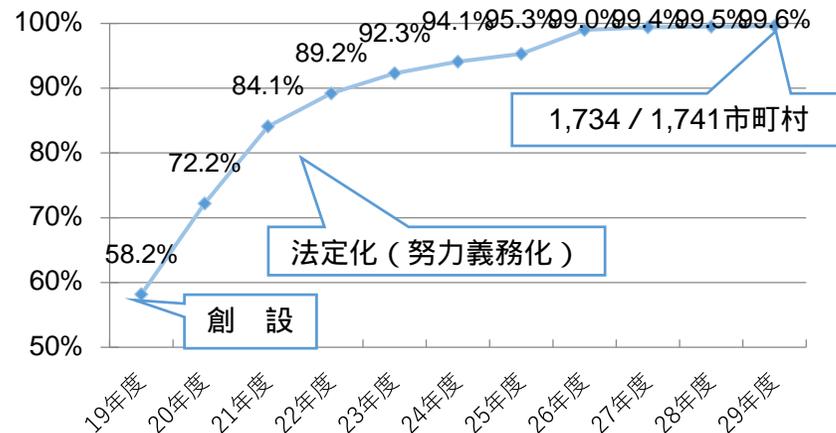
(児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業)

2. 事業の内容

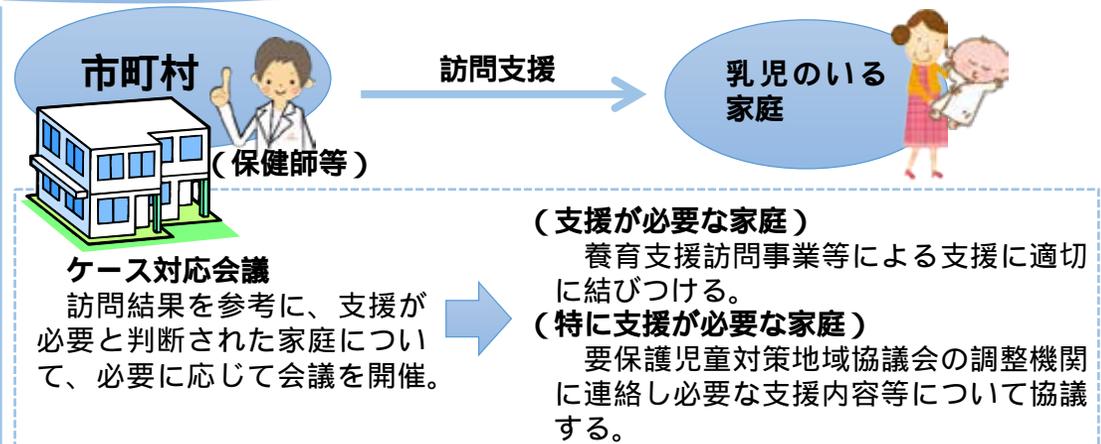
内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率：国1/3 (都道府県1/3、市町村1/3) 国、地方ともに消費税財源

- (1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。
育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
- (2) 訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。
- (3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施率の推移



4. イメージ図



養育支援訪問事業（概要）

1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不
 適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、
 その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

（児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業）

2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
 補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3） 国、地方ともに消費税財源

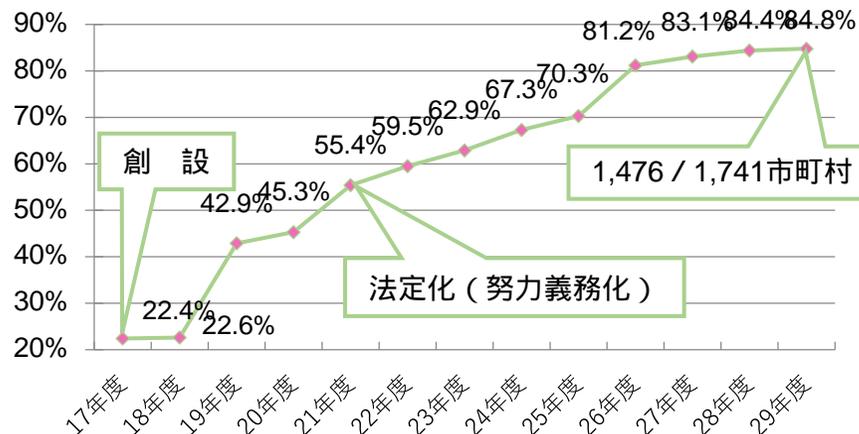
養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。

- （1）妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
- （2）出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
- （3）不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
- （4）児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

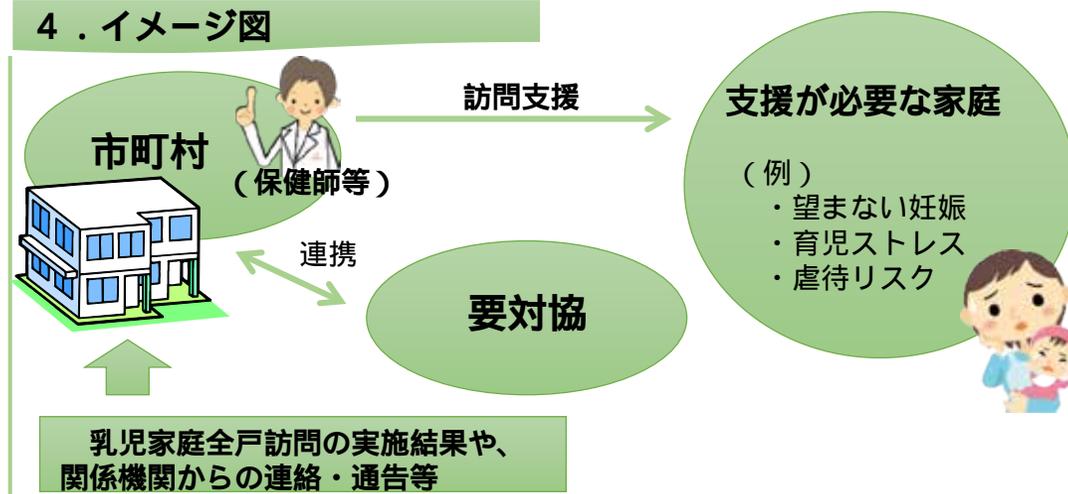
訪問支援者（事前に研修を実施）

- ・専門的相談支援・・・保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
- ・育児・家事援助・・・子育て経験者、ヘルパー等

3. 実施率の推移



4. イメージ図



家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

- 課題**
- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
 - しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
 - このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の方考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。

まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。

家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。

の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

特に就学前の児童については、の措置を原則とすること等を通知において明確化。



$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}} \quad \text{平成30年3月末} \quad 19.7\%$$

(参考) 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
			11,730世帯	4,245世帯	5,424人		ホーム数	347か所
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	9,592世帯	3,326世帯	4,134人			
		専門里親	702世帯	196世帯	221人			
		養子縁組里親	3,781世帯	299世帯	299人			
	親族里親	560世帯	543世帯	770人	委託児童数	1,434人		

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	140か所	605か所	46か所	58か所	227か所	154か所
定員	3,900人	32,253人	1,892人	3,637人	4,648世帯	1,012人
現員	2,706人	25,282人	1,280人	1,309人	3,789世帯 児童6,346人	573人
職員総数	4,921人	17,883人	1,309人	1,838人	1,994人	687人

小規模グループケア	1,620か所
地域小規模児童養護施設	391か所

里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成30年3月末現在)

児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成29年10月1日現在)

職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成29年10月1日現在)

自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成29年3月1日現在)

児童自立支援施設は、国立2施設を含む

要保護児童対策地域協議会の概要

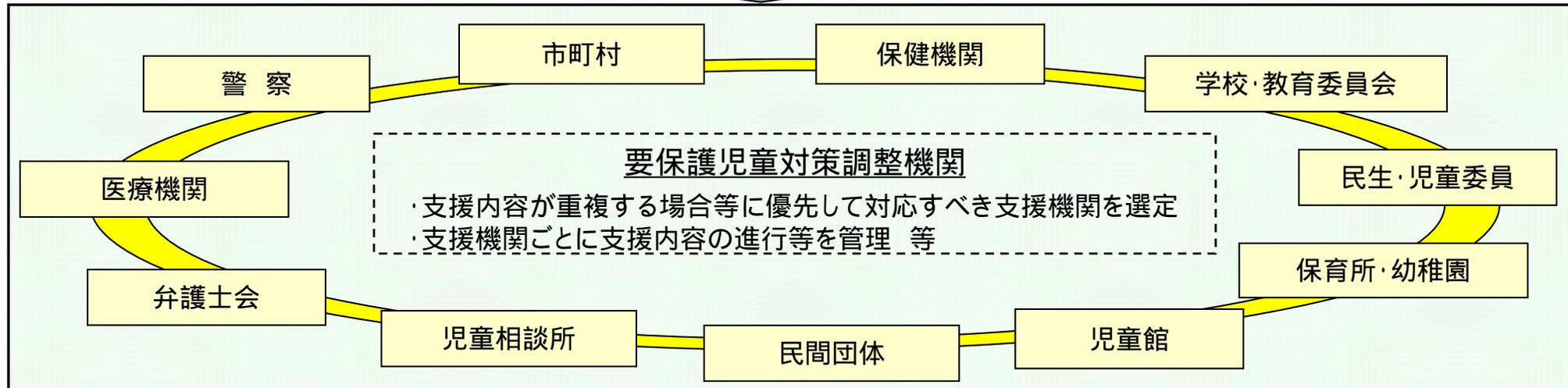
果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、個人情報 の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要

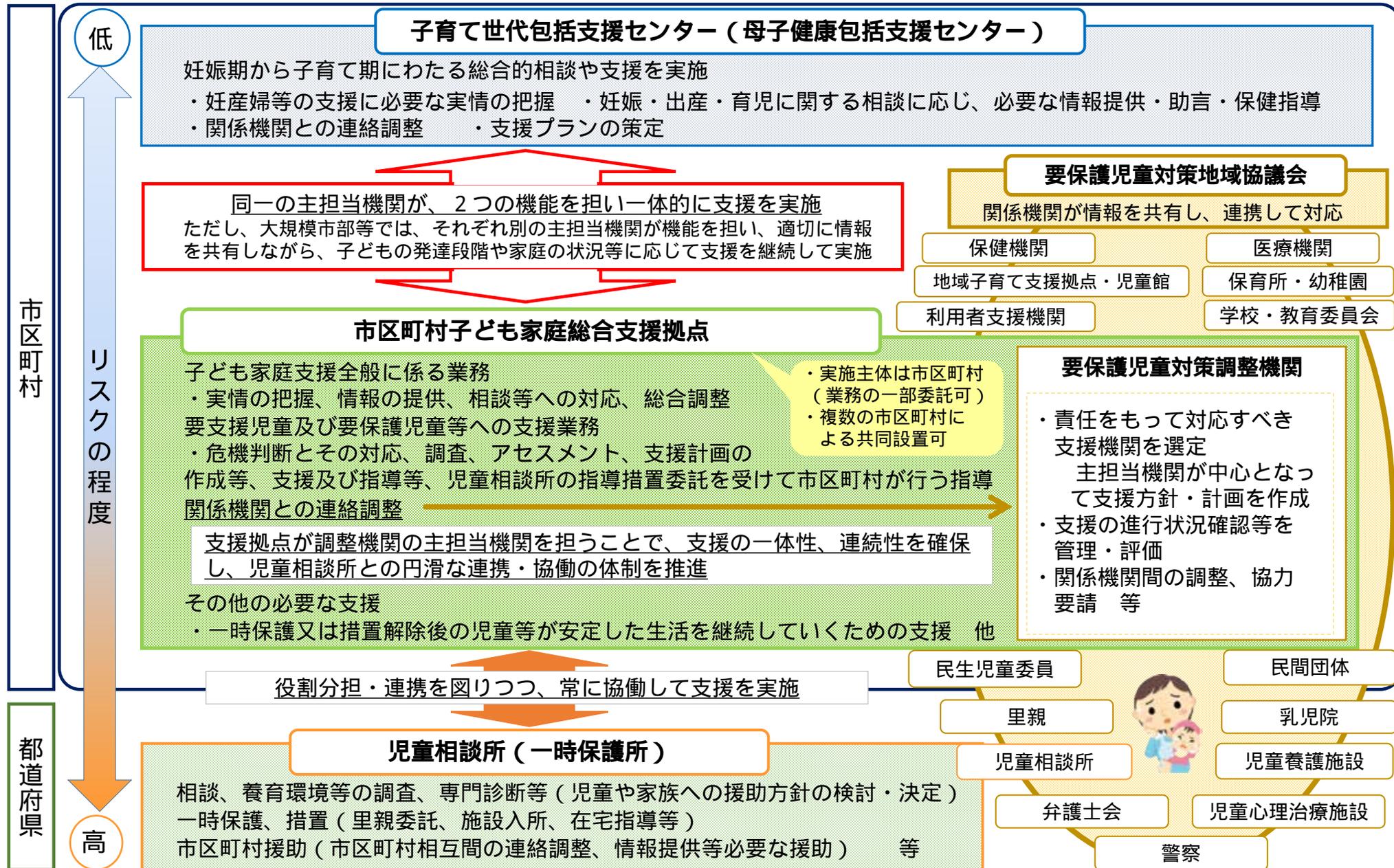


		平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置している市町村数()		1,726 (99.1%)	1,727 (99.2%)	1,735 (99.7%)
登録ケース数(うち児童虐待)		191,806 (92,140)	219,004 (97,428)	260,018 (101,807)
調整機関 職員数	児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,800	1,663	1,944
	その他専門資格を有する職員	3,873	3,403	3,564
	以外の職員(事務職等)	3,647	2,967	2,727
	合計	9,320	8,033	8,235

平成27、28年度：4月1日時点 平成29年度：4月1日時点(設置している市町村数、登録ケース数)、2月調査時点(調整機関職員数)

【出典】平成27,28年度：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成29年度：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること

令和元年度「児童虐待防止推進月間」の主な取組予定について



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

平成16年から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、自治体、関係府省庁、関係団体等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施。

厚生労働省においては、今年度、以下の取組等を実施予定。自治体等に対しても、広報・啓発等の積極的な実施について協力を依頼予定。

1 「子どもの虐待防止推進全国フォーラムin とっとり」開催

令和元年11月16日(土)、17日(日)鳥取県倉吉市の倉吉未来中心において開催。

主催：厚生労働省 共催：鳥取県、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町

詳細は別紙参照。

2 「児童虐待防止推進月間」標語の募集・決定・公表

全国から募集した応募作品の中から最優秀作品を選出し、厚生労働大臣賞を授与。

「子どもの虐待防止推進全国フォーラムin とっとり」において表彰し、厚生労働省や自治体等が作成する各種広報媒体に掲載。

(参考) 平成30年度最優秀作品「未来へと 命を繋ぐ 189 (いちはやく)」

3 広報・啓発物品の作成、全国配布

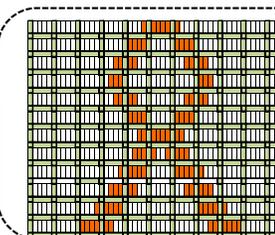
児童相談所全国共有ダイヤル「189 (いちはやく)」等の周知を図るポスター・リーフレットを作成し、全国の自治体、関係機関、関係団体に配布。

4 各種メディアの活用等による広報啓発

インターネットや政府広報(新聞突き出し広告の掲載等)を活用し、児童相談所全国共有ダイヤル「189」等の周知・啓発を図る。

5 厚生労働省庁舎をオレンジリボンでドレスアップ

全国の自治体においてもライトアップ、横断幕の掲揚等の取組を実施。



厚生労働省の庁舎(中央合同庁舎5号館)の窓ガラスにオレンジリボンが浮かび上がるようオレンジ色の紙を貼り、ドレスアップ。

6 自治体・関係団体等の取組の取りまとめ・公表

自治体、関係団体、関係府省庁における児童虐待防止に向けた広報・啓発活動の実施状況を取りまとめ、厚生労働省ホームページ等で公表。

(例：イベントの開催、啓発物品の作成・配布、民間企業等とタイアップした企画の実施 等)

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立

平成26年の法改正()により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)

平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。

自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

子育て・生活支援

母子・父子自立支援員による相談支援
ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
子どもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援
母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

養育費相談支援センター事業の推進
母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

児童扶養手当の支給
母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など